

安全な自転車 の走行について

手軽に利用でき、環境にもやさしい便利な“自転車”
 今回は、自転車のルールやマナーを再確認し、すべての人が安全・安心して通行できる道路にするため、「安全な自転車の走行」についてお知らせします。



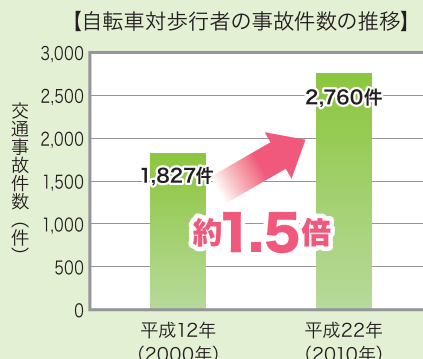
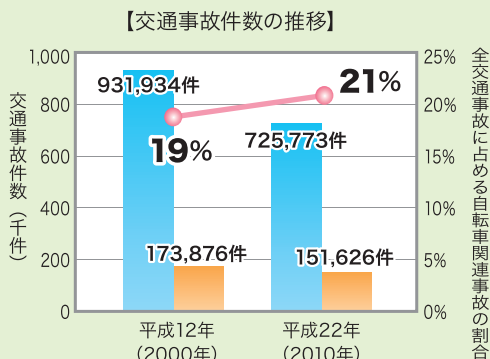
全国の自転車関連事故の発生状況

対歩行者事故が増加

全体の交通事故件数は減少しているものの自転車対歩行者の事故が増加しています！



- 全交通事故件数
- 自転車関連事故件数
- 全交通事故に占める自転車関連事故の割合



※出典：安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言

※出典：安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言

約70%が交差点内

自転車関連事故は交差点内で多く発生し、出会い頭衝突事故が半数以上を占めています！

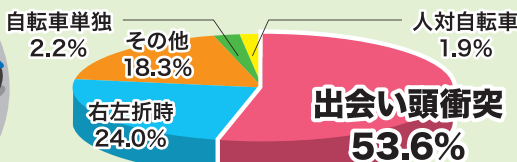
【自転車事故負傷者数の事故発生箇所内訳 (2010年)】



※出典：安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会第2回資料



【事故類型別自転車関連事故発生割合 (2011年)】



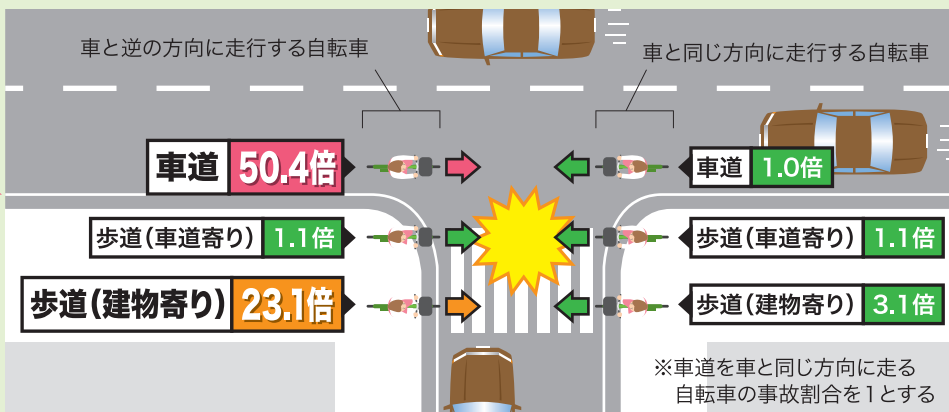
※出典：平成23年中の交通事故の発生状況 (警察庁交通局)

ルール違反は危険

車道を逆走する自転車、歩道建物寄りを通行する自転車は事故の発生比率が高く危険です！

【自転車の走行箇所別事故の発生比率】

車道、歩道(建物寄り)を車と逆の方向に走行する自転車との出会い頭事故が多い！



※出典：自転車事故発生状況の分析と事故防止のための交差点設計方法の検討

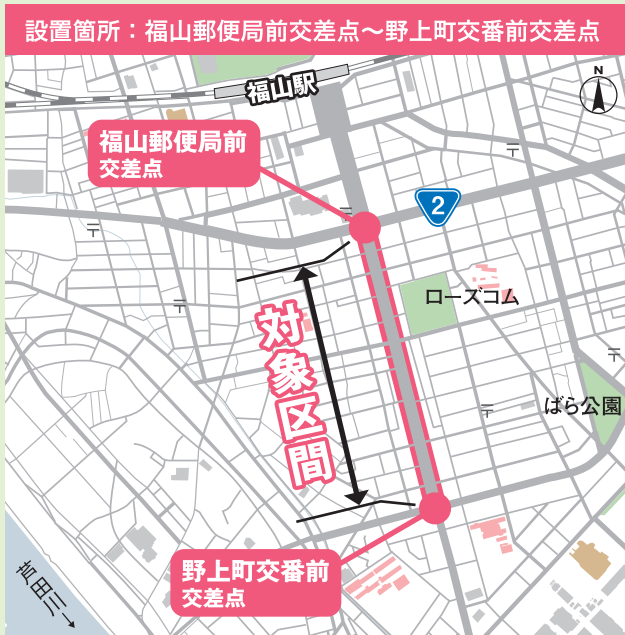


福山市の自転車通行ゾーンの概要

自転車の利用ニーズが高まる中、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境を整備することが重要な課題となっています。

そこで福山市では、「自転車は車両である」という前提のもと、**自転車の車道通行を原則**とし、全ての道路利用者が安全に安心して利用できる環境整備として、**自転車通行ゾーン**を設置しました。

I 設置箇所

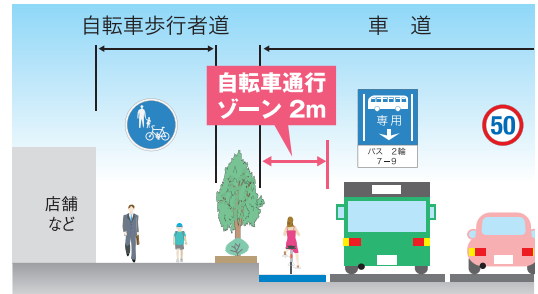


I 設置内容

青色着色

車道端約2mを青色に着色しています。

断面図



設置状況



自転車を安心して乗るために!

自転車を安全に利用するために、定期的に点検や整備をしましょう。

乗る前にチェック! 日常の点検ポイント!

-
- ① 車体 (ハンドル・サドル・チェーン) にがたつきがない?
 - ② ベルはよく鳴る?
 - ③ プレーキはよく利く?
 - ④ タイヤの空気は充分?
 - ⑤ 反射材は汚れてない?

自転車マーク

自転車の進行方向を示しています。車と同じ方向へ走行してください。



バス停注意喚起マーク

停車中のバスや乗降客に注意しましょう。



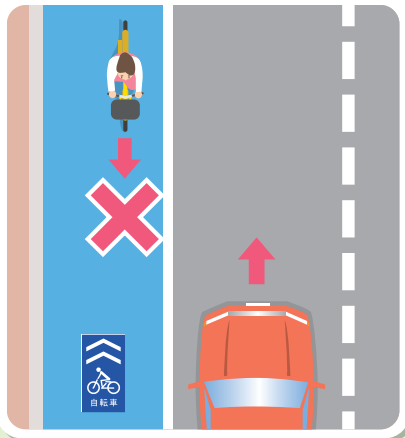
二段階右折の滞留場所

歩道上に二段階右折の滞留場所を設けています。

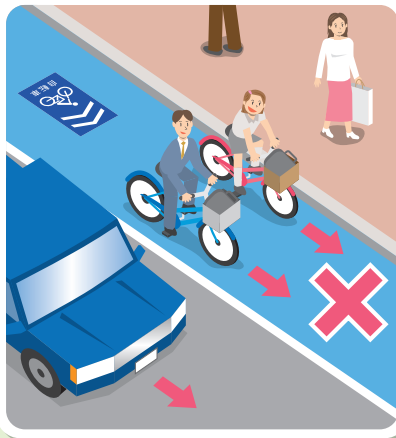


自転車通行ゾーンの正しい使い方

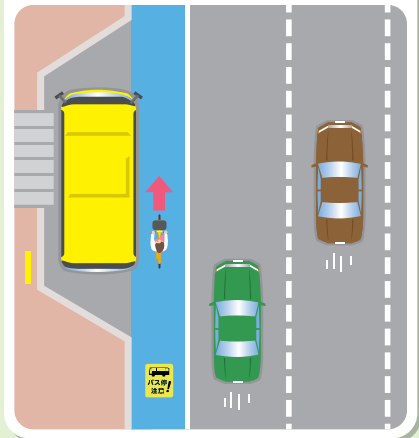
自転車通行ゾーンは、**車と同じ方向**へ走行してください。



並進は禁止です。前後1列に並んで走行してください。



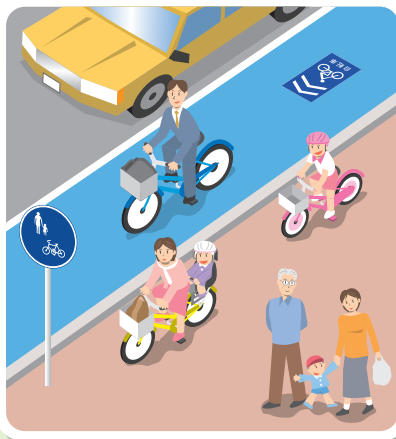
バスが停車中の場合は、**手前で停止**するか、**後方の車やバスの発車などに十分注意**し、右側から追い越すようにしてください。



自転車通行ゾーンから歩道に乗り入れる場合は、**歩行者*に十分注意**し、転倒する恐れがあるためできるだけ**直角**にあがるようにしてください。



歩道は今までとおり通行できますが、**歩行者*優先**で、**車道寄り**を**徐行**してください。



自転車通行ゾーン設置区間は、**駐車禁止**(9~17時集配中の貨物車は除く)です。



●自転車に乗るときは、ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう

●車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり安全を心掛けましょう

※道路交通法上では、以下のような場合も歩行者となります

- ・身体障害者用の車いす、歩行補助車等または小児用の車を通行させている者
- ・大型自動二輪車もしくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車または二輪もしくは三輪の自転車を押して歩いている者



自転車安全利用五則を守りましょう!

警察庁では、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを“自転車安全利用五則”として取り上げています。違反すると法律により罰せられることがあります。

自転車 安全利用 五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用



自転車の交通違反は罰せられるの?

下の表のような“禁止事項”と“罰則”が定められています。注意しましょう!
※ただし、例外や都道府県ごとに異なる条例を制定している所もあります

禁止事項	罰 則
二人乗り <small>(16歳以上の運転者が幼児1人を補助椅子をつけて同乗させる場合などを除く)</small>	2万円以下の罰金または科料
夜間の無灯火運転	5万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
信号無視・一時停止無視	3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金
歩行者妨害 <small>(歩行者への注意や徐行の怠り)</small> ・歩行者妨害並進 <small>(2台以上並んでの走行)</small>	2万円以下の罰金または科料



⚠ 損害賠償問題

自転車事故によって、相手にけがをさせ「加害者」になるケースがあります。そのような場合、懲役や罰金などの刑罰だけでなく、多額の賠償金を請求されることもあります。(出典:日本損害保険協会HP)

裁判事例① 賠償額 5,000万円
 女子高生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。
 (横浜地方裁判所 平成17年11月25日判決)

裁判事例② 賠償額 5,438万円
 男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。
 (東京地方裁判所 平成19年4月11日判決)